

がん診療連携拠点病院等における緩和ケア研修会に係るQ&A

番号	質問	回答
1	別添の2)の(イ)本文において「すべての臨床研修医において、緩和ケア研修会を受講する体制を整備されていること。」とされているが、共催時点で臨床研修医の受講率が100%であることを求めているのか。	当該部分については、臨床研修の期間中に緩和ケア研修会を受講する体制を整備されていることを求めているものです。よって、共催時点での臨床研修医の受講率を問うものではありません。
2	別添の2)の(イ)①の「各々の施設の実受講率が85%以上であること。」については、どの時点の実受講率をもって判定するのか。	直前の9/1時点での受講率にて判定します。なお、前年度に現況報告を提出している場合は、前年度の実受講率を参照します。 また、(イ)①の「各々の施設の実受講率が85%以上であること。」の要件については、臨床研修医以外の「1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師」の実受講率をもって判定するものです。
3	「がん診療連携拠点病院等における緩和ケアに関する研修会の対象者及び開催について」(平成31年3月29付け事務連絡の別添)に則り、共催で緩和ケア研修会を実施した場合、共催したいずれの拠点病院においても、拠点病院の指定要件に定める緩和ケア研修会を実施したと認められるのか。	認められます。
4	4月の初旬に緩和ケア研修会を設定した場合、医籍登録番号が付与されていない1年目の臨床研修医が受講する方法はあるか。	医籍登録番号が付与されていない医師は、e-learningを受講できません。集合研修については、ある程度の臨床経験を積んでからでないと、事例検討やロールプレイを行うことの教育効果が少ないと考えられるため、臨床研修医2年目以降で受講することを推奨しています。